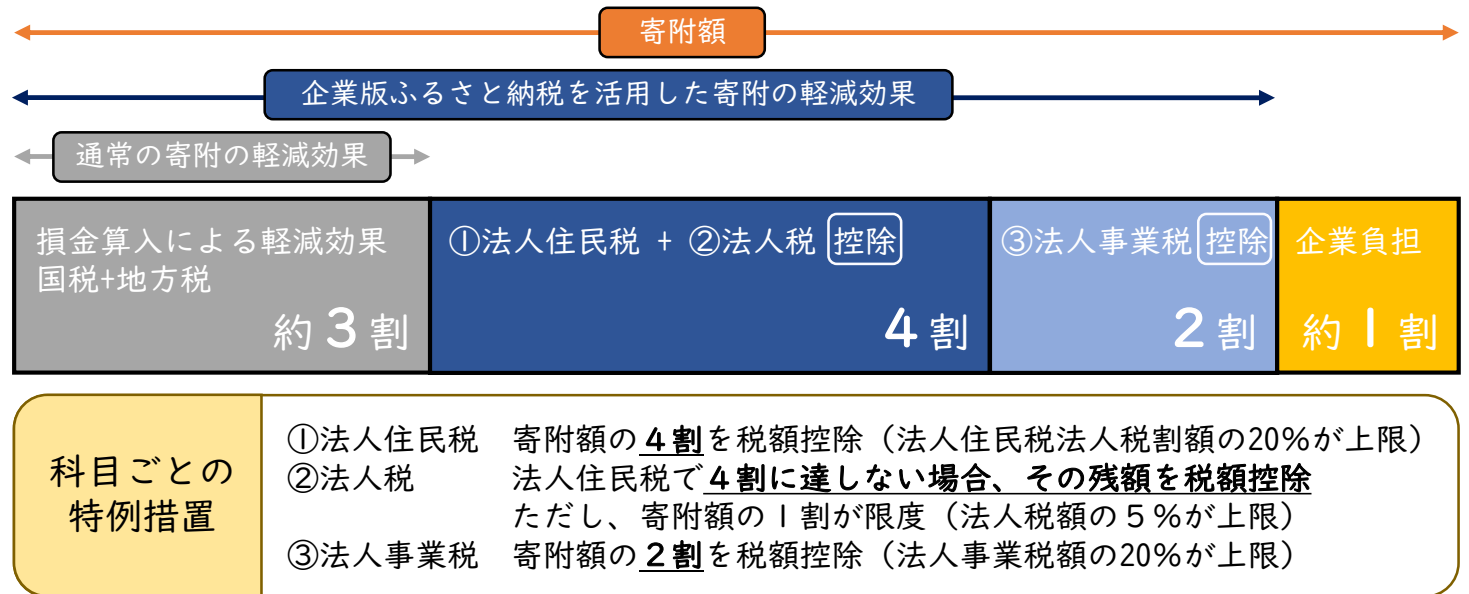




企業版ふるさと納税の概要

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の6割を法人関係税から控除する仕組みです。

損金算入による通常の寄附の軽減効果（寄附額の約3割）を含めて、寄附額の最大約9割の軽減効果があります。



企業様のメリット

社会貢献(SDGs
の達成など)

寄附いただいたことを市ホームページや広報誌等でご紹介するなど、企業様の社会貢献活動を広く周知します。積極的に地方創生やSDGsのプロジェクトを応援する姿勢が企業のイメージアップに繋がり、PR効果も期待できます。

パートナー
シップの構築

企業版ふるさと納税を通して、南島原市との新たな関係を構築することにより、「地域資源などを活かした新事業展開」などにつながることを期待できます。

寄附対象事業

豊かで美しい郷土を未来に引き継いでいくために、SDGsの理念（環境・経済・社会の調和）を取り入れた「持続可能な地域社会の構築」を目指し、以下の各種事業を実施・検討しております。

是非、本市の取り組みにご賛同いただき、ご支援をお願いします。

1. 太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す事業



2. 地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す事業



3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業



4. 健康で安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業



寄附の流れ

ご相談・お申し出



寄 附



税申告のお手続き

○企業様のご意向に沿って、寄附対象事業等の決定を行います。
※まずは下記問い合わせ先（財政課政策班）までご連絡ください。
○寄附金額が決定しましたら、寄附申出書等をご提出いただきます。

○寄附を払い込みいただくため、「納付書」又は「振込口座の案内文書」を送付しますので、寄附の払い込みをお願いいたします。

○市で受領証を発行いたしますので、受領証を使用し、税務署での税申告のお手続きをお願いいたします。

<お問い合わせ先>

南島原市役所 総務部 財政課 政策班 企業版ふるさと納税担当

電話：0957-73-6625 ✉：seisakukikaku@city.minamishimabara.lg.jp



詳細は
QRコードから
どうぞ

